

「伊万里市男女協働参画を推進する条例」の構成

前文

- ①男女協働参画社会を実現し、次代を担う子ども達に引き継ぐこと
- ②本市が使用している「男女“協働”参画」への思い

基本理念 第3条

- ①男女の人権の尊重
- ②性別による固定的な役割分担意識の解消及び選択の自由
- ③政策及び方針決定過程への参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の調和
- ⑤性と生殖に関する健康と権利
- ⑥性別に違和感がある人等への配慮
- ⑦国際的協調

市の責務 第4条

総合的・計画的な男女協働参画の推進と市民等との連携

議会の責務 第5条

意思決定機関として推進に配慮

市民の責務 第6条

男女協働参画の理解とあらゆる分野での推進

事業者の責務 第7条

男女が対等に参画する機会の確保、仕事と家庭の両立への配慮

地域活動団体の責務 第8条

男女が対等に参画できる環境の整備

教育に携わる者の責務 第9条

基本理念に基づいた教育の実施

性別に起因する権利侵害の禁止 第10条
公表する情報への配慮 第11条

基本的施策

- ・基本計画の策定（第12条）
- ・政策及び方針の決定過程における男女協働参画（第13条）
- ・調査研究及び情報収集（第14条）、啓発及び広報活動（第15条）
- ・家庭生活における活動と他の活動との調和（第16条）
- ・防災の分野における取組等（第17条）
- ・教育及び学習の充実（第18条）
- ・市民等への支援（第19条）
- ・意見、相談の申出（第20条、第21条）

男女協働参画審議会

- ・設置等（第22条）
- ・組織（第23条）
- ・任期（第24条）
- ・規則への委任（第25条）